

## 常陸大宮市特産品認証審査基準

常陸大宮市特産品認証制度実施要綱第4条第1項の規定により、認証の適否を審査するため、次のとおり審査基準を定める。

審査は、次に掲げる項目を基本に行うものとし、商品の特性等を勘案して総合的に判断するものとする。また、協議会が必要と認めるときは、商品の品目等に応じ、審査基準の細目を設けることができる。

### (1) 常陸大宮市らしさに関する基準

- ① 地域の気候・風土、歴史的、文化的な背景等を有し、常陸大宮市のイメージアップに繋がる個性や特長があるか。
- ② 常陸大宮市の地域資源として、周辺住民のみならず市外に魅力を発信できる要素があるか。

### (2) 品質・価格に関する基準

- ① 品質及び商品性が優れているか。
- ② 商品に独自性があり、そのコンセプトが明確か。
- ③ 品質に見合った価格が設定されているか。
- ④ 商品のネーミングやパッケージのデザインに魅力があるか。
- ⑤ 生産量・原材料の確保が見込めるか。

### (3) 信頼性・安全性に関する基準

- ① 生産、製造、販売、加工等に関して、法令等が遵守されているか。
- ② 生産・製造過程等の情報を公開することが可能か。
- ③ 商品に関する責任の所在が明確であり、品質に関する事故や第三者からの苦情、要望等に対する処理体制を確保することができるか。
- ④ 信頼性の裏付けとなる客観的な事実（他制度による認証、受賞歴等）があるか。

### (4) 市場性・将来性に関する基準

- ① 一定の販売実績を有し、品質を保持して将来にわたって持続的、かつ定期的に消費者に供給できると認められるか。
- ② 常陸大宮市特産品認証制度の趣旨を理解し、事業者等に生産拡大や販売促進の意欲があるか。

## 附 則

この基準は、平成28年6月27日から施行する。